

令和2年8月21日

保護者様

関西高等学校
校長 藤原 佳市

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素から、本校の教育活動への御理解と御協力に厚く御礼申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染者の感染者が増える傾向にある中で、岡山県においても感染者が増加しており、中には感染経路が特定できない事例も出ています。現在の国内の感染状況を踏まえ、学校、家庭等がしっかりと連携し、感染予防対策を緩めることなく引き続き全力で取り組む必要があります。

つきましては、生徒の健康・安全を第一に考え、2学期以降の対応について御理解と御協力をお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があることを申し添えます。

1 マスクの着用について

- ・生徒、教員間での飛沫による感染リスクを最小限に抑えるため、生徒は出来るだけ校内でマスクを着用するようお願いします。ただし、十分な身体的距離が確保出来る場合や、夏期の気温や湿度が高く、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合は、熱中症への対応を優先させ、マスクを外す等の適切な対応をしてください。

2 毎朝の健康観察の実施

- ・毎朝、登校前には必ず検温し、体調を確認してください。発熱や咳等の風邪の症状が見られるときは無理をせず、学校に連絡をして自宅で休養してください。
- ・登校時には、担任が生徒の家庭での健康観察結果を確認いたします。登校後、発熱や咳等の風邪の症状が出た場合には別室で待機し、保護者様に連絡の上、帰宅することとなりますので、学校からの連絡やお迎え等に速やかに対応していただきますようお願いいたします。

3 出席停止の扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする場合は次の通りです。

【出席停止となる事由】

- (1) 発熱や咳等の風邪の症状がみられる
- (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者と接触があり、保健所から濃厚接触者と特定された
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関わる濃厚接触者とは認められないが、保健所の健康観察の対象となった
- (5) 基礎疾患等があり主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された
- (6) 本人や保護者からの申し出があり、必要であると判断された
- (7) 医療機関等において新型コロナウイルスに感染していると診断された

※ (1) (2) については症状がみられなくなるまで、(3) については感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間とする。

- ・ 自宅で休養した場合の出欠につきましては『新型コロナウイルス感染症（疑い含む）についての出席停止連絡票』（HPダウンロード可）を担当に提出することにより出席停止の扱いとします。連絡票の提出が無い場合は欠席扱いとなります。

4 本人や同居するご家族がPCR検査を受けた（受ける）場合や濃厚接触者に特定された場合

- ・ PCR検査を受けた（受ける）場合または新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と特定された場合は速やかに学校へご連絡ください。

5 新型コロナウイルスに感染した場合

- ・ PCR検査を受けた結果、新型コロナウイルスに感染した（陽性）と診断された場合、医療機関や保健所の指示に従い、療養、治療に専念してください。再登校する時は、医療機関等で治癒証明書等をいただき、担任までご提出ください。
- ・ 学校での濃厚接触者等の特定のため、保健所等関係機関から聞き取り調査等が行われます。その際は調査にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

6 定期健康診断について

- ・ 生徒の定期健康診断については毎年6月末までに実施することになっていますが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、実施期限が年度末になりました。すでに実施した健康診断もありますが、2学期以降、流行状況等を踏まえて眼科、内科検診の実施を順次していきたいと考えております。実施につきましては、感染予防に十分配慮して行いますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

7 感染症対策について

- ・ ご家庭においても手洗いの励行、咳エチケットの徹底、3密の回避等、「新しい生活様式」を踏まえた感染症対策の取組にご協力をお願いいたします。